

## 短期人間ドック助成制度

# 年に一度は健康チェック！！

市では、国民健康保険被保険者及び後期高齢者医療被保険者の健康の保持・増進を図るために、短期人間ドックにかかる費用を助成します。

### ○短期人間ドック費用助成制度概要

対象者	国民健康保険被保険者	後期高齢者医療被保険者
利用条件	(1) 市が指定する検査項目を含む短期人間ドックを受診する方 (2) 山武市国民健康保険に1年以上加入している方 (3) 年齢が満30歳以上の方 (4) 短期人間ドックを同じ年度内で受診していない方で利用後6ヶ月以上経過している方 (5) 納期限の到来している国民健康保険税を完納している世帯の方	(1) 市が指定する検査項目を含む短期人間ドックを受診する方 (2) 後期高齢者医療被保険者の方 (3) 短期人間ドックを受診する時点で、山武市に引き続き1年以上住所がある方 (4) 短期人間ドックを同じ年度内で受診していない方で前回の受診から6ヶ月以上経過している方 (5) 納期限の到来している市税および後期高齢者医療保険料を完納している方
利用手続	短期人間ドック受診の前に本庁または出張所にて利用申請が必要です。病院に短期人間ドックの受診日を予約後お越しください。 (保険証と印鑑をご持参ください。)	
助成額	検診費用の80% (限度額 5万円)	検診費用の80% (限度額 3万円)
助成方法	・契約医療機関で受診した場合 医療機関の窓口で検診費用から助成額を除いた額をお支払いいただきます。 ・契約医療機関以外で受診した場合 医療機関の窓口で検診費用の全額をお支払い頂き、その後市役所窓口で助成金請求をしていただきます。 市役所窓口で請求する際、領収書・検査結果・印鑑・振込先のわかるものをご持参ください。	・医療機関の窓口で検診費用の全額をお支払い頂き、その後市役所窓口で助成金請求をしていただきます。 市役所窓口で請求する際、領収書・検査項目のわかるもの・印鑑・振込先のわかるものをご持参ください。

※申請方法及び国民健康保険人間ドック契約機関等ご不明な点については、下記までお問い合わせください。

問 国民健康保険の方 市民課国民健康保険係 ☎ (80)1143  
後期高齢者医療制度の方 市民課高齢者医療年金係 ☎ (80)1142